

正社員転換・待遇改善実現プラン進捗状況（平成29年度分）

滋賀労働局

【目標】

(1) 求職者等へのアプローチ						
番号	項目	目標	プラン策定時	平成28年度実績	平成29年度実績	計画期間累積（進捗率）
1	ハローワークによる正社員就職・正社員転換数	47,500人（5年間）	9,458人	9,381人	9,263人	18,644人（39.3%）
2	ジョブサポーターの支援による就職者数	12,500人（5年間）	2,607人	2,521人	2,227人	4,748人（38.0%）
3	公的職業訓練受講者の就職者数（雇用保険加入可能なもの）	5,500人（5年間）	663人（半年間）	1,401人	1,394人	2,795人（50.8%）
4	無期雇用派遣が平成28年度末の状況から	10%ポイント増加	25.6%(半年間)	27.6%	数値集計中	－
5	介護看護保育分野の就職者数	12,000人（5年間）	2,586人	2,578人	2,414人	4,992人（41.6%）

(2) 事業所等へのアプローチ						
番号	項目	目標	プラン策定時	平成28年度実績	平成29年度実績	計画期間累積（進捗率）
1	ハローワークにおける正社員求人数	180,000人（5年間）	36,566人	39,079人	42,309人	81,388人（45.2%）
2	紹介予定派遣の事業所数	全事業所数の10%	2.6%	2.4%	数値集計中	－
3	キャリアアップ助成金を利用して正規雇用に転換した労働者数	1,500人（5年間）	239人	345人	529人	874人（58.3%）
4	差別的取扱いの禁止や均衡待遇等に重点を置いた計画的な報告徴収の実施	600件（5年間）	－	141事業所	197事業所	338事業所（56.3%）
5	ユースエール認定企業の数	14社（5年後）	－	2社	2社	4社（28.6%）

【取組実績】

(1) 求職者等へのアプローチ			
① 非正規労働者に係る取組み			
番号	取組	取組内容	平成29年度の実績
1	求職者等対象の労働条件説明会の開催	ハローワーク管轄地域ごとに求職者等を対象とした労働条件説明会を定期的に開催し、雇い止め法理や派遣労働等のしくみなど非正規労働者に係る留意点等について周知する。	○平成29年度について、10月～11月にかけて県内7か所のハローワークで開催し、延べ244人が参加した。参加者に対してアンケートを実施したところ、239人(98%)より回答があり、労働条件説明会について「大変有意義」及び「有意義」と回答した者が195人(82%)であった。
2	求人情報の提供や応募書類の作成支援等	ハローワークにおいてきめ細かな職業相談等を行ったうえで、求人情報の提供や応募書類の作成支援等を実施し、必要に応じて公的職業訓練の受講勧奨及び受講あっせんを行う。	○専任の担当職員を決めた職業相談等（担当者制）を実施。担当者制により同一の担当者が継続的に支援を行うことで、対象者のニーズや特性に応じたきめ細やかな職業相談等を行い、求人情報の提供や応募書類の作成支援等を個別に実施。就職に先立ち新たな技能・技術の習得が必要と判断される者に対しては、積極的に公的職業訓練の受講勧奨とあっせんを行った。平成29年度の公的職業訓練への受講あっせん件数は1,838件となった。
3	事業所見学会や面接会等への参加勧奨	ハローワーク等で実施する正社員就職を前提とした事業所見学会や面接会等への参加を促す。	○ハローワーク内に開催ポスターやチラシを配架し、各種セミナーで開催周知を行うとともに、対象者に対して個別に郵便や電話で開催の案内を行い参加を促した。平成29年度のハローワークによる面接会の開催回数は17回、参加者は延べ1,148人となった。
4	地方自治体との一体的実施機関における対応	地方自治体との一体的実施機関において、より安定した就職ができるようきめ細かな職業相談を行い、必要に応じて公的職業訓練の受講勧奨を行う。	○予約による職業相談及び個別支援を実施（1施設を除く）。地方公共団体の所有する保育情報等の活用や各種セミナーを開催する等、積極的な相互の連携により早期就職支援を実施。 ○平成29年度の一体的実施施設（ハローワーク）の紹介による正社員就職件数は、186件となった。
5	保育士、介護士の確保	保育士、介護士については関係機関との連携の下、退職されブランクのある者を対象とした講習会の実施や施設見学の充実を図る。	○保育士については滋賀県保育協議会等と、介護士については市町や社会福祉協議会等と連携し、セミナーや施設見学等を開催した。平成29年度は関係機関との共催で67回、ハローワーク単独で70回開催した。

② 若者等に係る取組み			
ア ハローワーク等による取組			
番号	取組	取組内容	平成29年度の実績
1	ハローワーク、滋賀わかもの支援コーナーでの対応	ハローワーク、滋賀わかもの支援コーナーにおいて、就職支援ナビゲーターが中心となってフリーターなどの正規雇用化を促進するとともに、職場定着支援を行い、必要に応じて公的職業訓練の受講勧奨及び受講あっせんを行う。	○就職支援ナビゲーターが中心となり、対象者のニーズに応じたきめ細やかな支援を実施した。 ○滋賀わかもの支援コーナーでの就職者は、平成29年度は991名(うち正規442名)となった。 ○若者支援窓口(2所)での就職者は、平成29年度は419名(うち正規216名)となった。
2	「滋賀新卒応援ハローワーク」の利用促進	おうみ若者未来サポートセンター内「滋賀新卒応援ハローワーク」を積極的に周知し、利用を勧奨すると同時に、必要に応じて求職者担当制による職業相談・職業紹介等の継続的な個別支援を行う。	○学卒ジョブサポーターを中心として、求職者担当制による応募前から就職決定、さらに定着支援まで継続的な個別の支援を実施した。 ○滋賀新卒応援ハローワークでの就職者は、平成29年度は930名(うち正規788名)となった。
3	学卒ジョブサポーターの学校訪問	学卒ジョブサポーターが定期的に学校訪問し、ニーズの把握、情報提供、個別相談等による就職支援を行うとともに、就職後の定着支援を強化する。	○担当する学卒ジョブサポーターを学校ごとに選定し、定期的な訪問を実施している。また、学校からの依頼により随時学校における出張相談の機会を設けている。 ○平成29年度の出張相談回数は148回、学生との相談人数は延べ293人となった。

② 若者等に係る取組み			
イ 関係機関との連携による取組			
番号	取組	取組内容	平成29年度の実績
1	関係機関を構成員とする「滋賀新卒者等就職・採用応援本部」における新卒者・既卒者の就職支援	ハローワーク、地方自治体、労働界、産業界、学校等の関係者を構成員とする「滋賀新卒者等就職・採用応援本部」において各機関が連携して、新卒者・既卒者の就職支援を行う。	○平成29年7月5日に「滋賀新卒者等就職・採用応援本部」本部会議を開催し、関係機関が連携して実施する新卒者の支援目標を決定している。支援目標は次のとおり。 ①「滋賀の企業、再発見」を掲げ新卒者等の就職支援に取り組む。 ②学生・生徒等により詳しい企業情報の提供を図るため、「高校生に対する企業見学会の開催」「求人票の青少年雇用情報の充実」「企業面接会・説明会の開催」「内定者に対する労働法等のセミナーの開催」を積極的に実施する。 ③地元企業における学卒を始めとする若年労働力確保に資するため、「若者応援宣言」事業を推進する。
2	就職相談会、就職面接会等の開催	適性に合った就職ができるよう関係機関と連携した就職相談会、就職面接会等を開催する。	○平成29年度は、大学生等を対象とした就職面接会を3回開催し、参加企業159社、参加学生等333名であった。また、高校生を対象とした就職相談会を1回開催し、参加企業60社、参加生徒65名であった。
3	「地域若者サポートステーション」と連携した学校中退者等の支援	「地域若者サポートステーション」と連携し、学校中退者等の支援を行う。	○県内の各学校に学校中退者向けパンフレットを配布し、対象者をハローワーク、地域若者サポートステーションに誘導した。地域若者サポートステーションにおける新規登録者数165人、相談件数2,412件、就職者数97人となった。(平成29年度計)
4	大学等における労働法制の普及等に関するセミナー・講義の実施	労働法制の基礎知識の周知等を図るため、県内の大学等と連携し、労働法制の普及等に関するセミナーや講義の実施などの取組を推進する。	○平成29年度は、県内13大学(学部)に労働法セミナーの開催を働きかけ、10大学(学部)で実施し、563名が参加した。実施状況は次のとおり。 立命館大(4.24)、成安造形大(7.14)、聖泉大(9.28)、滋賀大(10.19)、滋賀大教育(12.14)、滋賀大経済(1.10)、びわこ成蹊スポーツ大(1.12)、滋賀職能短大(1.22)、びわこ学院大(1.17)、長浜バイオ大(3.23)

③ 地域における正社員転換の取組

番号	取組	取組内容	平成29年度の実績
1	滋賀県策定の地域雇用開発計画に基づく助成措置の活用による求職者の就職支援・企業の人材確保等と「滋賀発の産業・雇用創造推進プロジェクト」での「高度モノづくり・環境」・「食料品」分野を対象とした合同企業説明会等の実施	滋賀県が策定した地域雇用開発計画に基づく助成措置の活用により求職者の就職支援及び企業の人材確保を図るとともに、戦略的産業雇用創造プロジェクト事業である「滋賀発の産業・雇用創造推進プロジェクト」において重点対象となっている「高度モノづくり・環境」・「食料品」分野を対象とした合同企業説明会等を連携して実施する。	<p>○同意雇用開発促進地域として、平成27年4月10日から東近江、甲賀、草津所管轄地域が3年間指定（この地域は地域雇用開発奨励金の支援措置対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域求職者雇用奨励金（経過措置） <ul style="list-style-type: none"> 支給決定 0件 0円 ・ 地域雇用開発助成金地域雇用開発コース <ul style="list-style-type: none"> 計画受理 8件 支給決定 20件 32,000,000円 <p>○戦略的産業雇用創造推進プロジェクト事業（滋賀県が平成27年4月1日から3年間実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同地域の雇用改善を図るため同事業の労働局、ハローワークの支援・協力の実施 <ul style="list-style-type: none"> 「滋賀のモノづくり企業合同就職面接会」の開催協力（共催） <ul style="list-style-type: none"> 平成29年10月3日 長浜会場 48社 55人参加 平成30年1月30日 草津会場 70社 92人参加

(2) 事業所等へのアプローチ

① 非正規雇用労働者に係る共通した取組

番号	取組	取組内容	平成29年度の実績
1	経済団体等への働きかけ	経済団体、事業主に対し、積極的な待遇改善の働きかけを行う。	○平成29年度は、6月23日・26日に使用者団体6団体に対して訪問により働き方改革の取り組みを要請した。その際には労働局内の施策をまとめたパンフレットを独自に作成して、効率的な啓発活動を実施した。また、文書では年休取得促進関係で年4回の要請を行った。 ○待遇改善の働きかけのため各公共職業安定所長が経済団体、事業所等を348件訪問した。
2	求人者に対する雇用管理指導等	ハローワークにおいて、求人者に対する雇用管理指導、正社員求人提出事業所の開拓や正社員求人へ変更の働きかけを行う。	○ハローワークの求人窓口において、「魅力ある職場づくり」について資料等を提示しつつ、生産性向上と人材確保をはかるための雇用管理にかかる指導を展開。 ○ハローワーク職員および求人者支援員による求人開拓を実施。平成29年度は4,759人分の正社員求人を開拓。 ○非正社員求人を出している求人者に対して、最近の雇用失業情勢や求人動向を踏まえた正社員求人へのメリットについて十分に説明をし、正社員求人への変更の働きかけを実施。
3	助成金を活用した非正規雇用労働者の正社員転換・人材育成の促進	キャリアアップ助成金等を周知し、助成金を活用した非正規雇用労働者の正社員転換・人材育成を促進する。	○労働行政説明会、年金事務所での報酬月額算定基礎届等事務説明会、労働保険事務組合連合会の事業主説明会等の機会を利用し、キャリアアップ助成金について事業主へ説明、リーフレット等を配付した。平成29年度のキャリアアップ助成金（全コース）の支給決定件数は、330件であった。
4	労働基準関係法令の遵守徹底	事業場における基本的労働条件の枠組み及び管理体制の確立を図らせ、これを定着させるため、労働基準関係法令の遵守徹底を図るとともに、重大又は悪質な事案に対しては厳正に対処する。	○平成29年において、労働者の相談を始めとした各種情報から把握した基本的労働条件の枠組み及び管理体制に問題があると考えられる事業場を含め、1,353事業場に対し、定期監督指導等を実施し、労働基準関係法令違反が認められた999事業場に対して、是正に向けた指導を行った。また、重大又は悪質な事案として10件の司法処分を行った。
5	出生時両立支援助成金や介護支援取組助成金などの活用促進	育児休業等の両立支援制度を活用しやすい職場環境の整備に取り組む事業主を支援するため、出生時両立支援助成金や介護支援取組助成金などを活用する。	○【周知】平成29年度は、労働行政説明会（平成29年7月に管内2ヶ所で開催。273社302名参加）において制度説明を行ったほか、当局ホームページや関係機関広報誌に制度内容を掲載。 ○【平成29年度の実績】 出生時両立支援コース 37件、介護離職防止支援コース 1件 育児休業等支援コース 29件、代替要員確保コース 7件 その他（保育施設） 2件
6	介護を行う労働者が就業を継続できるよう各種制度の周知	介護休業・介護休暇等の制度を活用し介護を行う労働者が就業を継続できるよう各種制度の周知を行う。	○平成29年度は、労働条件等説明会を平成29年10月～11月に県内7カ所のハローワークで開催し、平成29年1月及び10月の育児介護改正内容を含めた介護関連制度について説明を行った。延べ244人の参加があった。

7	くるみん認定基準について広く周知	企業の次世代育成支援に関する取組をより一層促進するため、くるみん認定基準について広く周知を図る。	○平成29年度は、当局ホームページに次世代育成支援対策推進法のページを更新し、関係団体の情報誌に認定基準変更の記事を掲載する等を実施し、認定基準等について周知を図るとともに、行動計画終了時期前に219事業所に資料を送付し、くるみん認定に向けた取組を勧奨した。
8	労働者が妊娠・出産・育児休業等により不利益取扱いを受けない就業環境の整備	労働者が妊娠・出産・育児休業等により不利益取扱いを受けない就業環境の整備に向けて、関係法令の周知徹底を図り、法違反が疑われる事案を把握した場合には事業主に対して厳正な対応を行う。	○平成29年度は、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法に基づく報告徴収（均等法168件、育児法167件）時に、関係法令の周知徹底を図った。また、労働者からの相談において法違反が疑われる事案を把握した場合には、紛争解決援助制度等の利用が可能であることを説明し、利用勧奨を図った。平成29年度においては、相談を端緒とする報告徴収を2件（妊娠を理由とする不利益取扱い1件、育児休業等の取得による不利益取扱い1件）及び紛争解決援助を1件（育児休業等の取得による不利益取扱い）実施した。
9	職場のパワーハラスメントの予防、解決に関する周知	職場のパワーハラスメントの予防、解決に関する周知を図るとともに、パワーハラスメント対策導入マニュアルの普及、労使の具体的な取組の促進を図る。	○平成29年度は、局版ハラスメント総合リーフレットを作成し、関係機関等に周知を実施。 ○平成29年度全国ハラスメント撲滅キャラバンの活動として、平成29年8月～9月に管内2か所で実施した主催説明会で、349事業所に対しハラスメント防止措置に関する説明を行ったほか、他機関主催会議における説明や資料配布による周知を行った。また、ハラスメント対応特別相談窓口を開設し、226件の相談を受けた。
10	「セクハラ防止措置指針」の周知	セクシュアルハラスメント対策が進んでいない中小企業を中心として、防止対策及び事後の対応について指導を行い、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」を周知する。	○平成29年度は、男女雇用機会均等法に基づく報告徴収時に、関係法令の周知徹底を図るとともに、事業主の講ずべき措置が講じられていない等法違反が認められた事業場に対して98件の助言指導を実施した。また、労働者からの相談においては、紛争解決援助制度等の利用が可能であることを説明し、利用勧奨を図った。 指導や周知等の実施に当たっては、事業主が社内周知を行う際に活用できるポスター例を作成。中小企業においても適切かつ迅速に措置を講じることができるようにしている。

②「多様な正社員」の推進			
番号	取組	取組内容	平成29年度の実績
1	雇用管理上の留意事項、就業規則の規定例及び好事例等の周知	職務、勤務地、勤務時間を限定した「多様な正社員」の普及・拡大を図るため、労働条件の明示等の雇用管理上の留意事項、就業規則の規定例及び好事例について、事業主等が多数参加する機会を活用して周知を行う。	○平成29年度は、7月に彦根市と大津市で開催した「労働行政説明会」（延べ273社・302人参加）でパンフレットを配布して周知。 ○働き方・休み方改善コンサルタントが115事業所を訪問し、多様な正社員制度の導入について周知・啓発を図った。 ○事業主向けセミナー、使用者団体主催の説明会など（延べ45回）、あらゆる機会を活用して、雇用管理上の留意事項等の周知を行った。
2	企業内のルールの制度化に向けた助言や助成措置の情報提供	「多様な正社員」制度の導入や見直しを検討する企業に対し、パンフレットを活用するなどにより就業規則の整備等企業内のルールの制度化に向けた助言や助成措置の情報提供を行う。	○平成29年度は、上記労働行政説明会などでパンフレットを配布するなどにより周知を図るとともに、局幹部による企業トップ訪問(12事業所)の中で情報提供等を行った。
3	キャリアアップ助成金等による環境整備	キャリアアップ助成金のメニューを活用し、「多様な正社員」という選択肢をとることができる環境整備を行う。	○労働行政説明会、年金事務所での報酬月額算定基礎届等事務説明会、労働保険事務組合連合会の事業主説明会等の機会を利用し、キャリアアップ助成金について事業主へ説明、リーフレット等を配付した。平成29年度のキャリアアップ助成金（有期雇用・無期雇用から多様な正社員へ転換）の支給決定件数は10件、15人であった。

③ 対象者別の待遇改善 ア 若者に係る取組			
番号	取組	取組内容	平成29年度の実績
1	「労働条件ほっとライン」で受け付けた相談や情報への対応	「労働条件ほっとライン」で受け付けた相談や情報については、事案の内容に応じて監督指導等を実施するなど、必要な対応を行う。	○「労働条件ほっとライン」で受け付けた相談や情報に対しては、その情報の内容や確度を踏まえ、監督指導の対象事業場の選定等に活用するなど、必要な対応を行っている。これらの情報を活用し、平成29年において、労働基準関係法令違反等が疑われる事業場1,353事業場に対して、定期監督等を実施し、違反が認められた999事業場に対して、是正に向けた指導を行った。（再掲）
2	学生アルバイトの労働条件の確保に向けた取組	学生アルバイトの労働条件の確保に向け、事業主・業界団体への要請等に加え、学生・事業主に対するチラシ・冊子等での周知・啓発など情報発信の推進に取り組む。	○H29年度は 大学生向けのセミナーを、10大学(学部)で実施した。（立命館大、滋賀短大、成安造形大、滋賀大経済学部、滋賀大教育学部、びわこ成蹊スポーツ大、滋賀職短大、びわこ学院大、聖泉大、長浜バイオ大 563人参加）。あわせて、立命館大、成安造形大、滋賀大教育学部で出張相談を実施した。
3	「若者雇用促進法」の周知	「若者雇用促進法」（①新卒者の募集を行う企業に対する職場情報の提供の仕組み、②ハローワークにおける一定の労働関係法令違反に係る求人者の求人不受理、③若者の雇用管理が優良な中小企業についての認定制度）の周知を図り、若者の雇用管理改善を促進する。	○滋賀新卒者等就職・採用応援本部の会議等において、参加事業主や関係機関への制度説明を行い、リーフレット等を配布した。 平成29年度末時点での若者応援宣言企業数 98社、ユースエール企業数 4社。
4	「ユースエール企業」、「若者応援宣言企業」の普及促進	「ユースエール企業」や「若者応援宣言企業」の普及促進を図る。	○労働行政説明会、滋賀新卒者等就職・採用応援本部の会議等において、参加事業主や関係機関への制度説明を行い、リーフレット等を配布した。 平成29年度末時点での若者応援宣言企業数 98社、ユースエール企業数 4社（再掲）。

③ 対象者別の待遇改善
イ 派遣労働者に係る取組

番号	取組	取組内容	平成29年度の実績
1	派遣元事業主及び派遣先に対し労働基準関係法令の周知	派遣労働者の法定労働条件の履行確保を図るため、労働基準関係法令の適用の特例を含め、派遣元事業主及び派遣先に対し労働基準関係法令を周知するとともに、その遵守の徹底を図る。	<p>○平成29年度、新規派遣事業者に対して集団指導を8回行い労働者派遣法等関係法令の周知を行った。また、派遣元定期指導時に関係書類を確認する際、雇用期間、いわゆる36協定の内容など確認を行い、周知を行うとともに不適正な場合には指導を行った。</p> <p>○新規派遣事業者に対する集団指導において労働基準関係法令の周知を図った。また、法違反の疑いのある事業者に対しては監督指導を実施し、違反が認められた場合には、派遣法に定める労働基準関係法令上の規程の責任区分に応じ、派遣先事業場又は派遣元事業場に対して、是正に向けた指導を行った。</p>
2	改正労働者派遣法の周知徹底と、定期的な訪問指導、訪問監督の実施	民間や地方自治体による職業紹介事業・労働者派遣事業が適正に運営されるよう、改正労働者派遣法の周知徹底を図るとともに、定期的に訪問指導、訪問監督を実施する。特に派遣元事業所には、計画的な教育訓練や希望者へのキャリアコンサルティングを義務づけるとともに、派遣先事業所への直接雇用の依頼等の雇用安定措置を講ずることになっており、その円滑な施行に取り組む。また、許可申請・届け出処理等については、丁寧かつ適切に実施する。	<p>○派遣元事業主、派遣先事業所合計170事業所に対して個別訪問し、定期指導を実施するとともに改正労働者派遣法の周知徹底を行った。計画的な教育訓練の策定・実施を確認し、未実施・未計画の事業所に対しては速やかな計画の策定・対象者への実施を指導した。また、キャリアコンサルティングの趣旨を周知するとともに雇用安定措置については対象者の把握を行っていくことを指導。許可申請については、特に特定労働者派遣事業者に対して許可申請への意向把握を行い、許可申請を促していくとともに、許可申請の相談者に対しては許可条件を含め丁寧な説明を行った。</p> <p>○平成30年9月に改正労働者派遣法の施行から3年目を迎えるため、派遣先事業主を対象に集団指導を3回実施し、302事業所の参加があった。</p>
3	派遣先が派遣労働者を正社員として雇用する場合のキャリアアップ助成金の活用促進等	手続きの簡素化による紹介予定派遣の活用の推進や、派遣先が派遣労働者を正社員として雇用する場合のキャリアアップ助成金の活用促進等を行う。	<p>○労働行政説明会、年金事務所での報酬月額算定基礎届等事務説明会、労働保険事務組合連合会の事業主説明会等の機会を利用し、キャリアアップ助成金について事業主へ説明、リーフレット等を配付した。平成29年度、キャリアアップ助成金（派遣労働者の正社員へ転換）の支給決定件数5件、11人。</p>

③ 対象者別の待遇改善 ウ 有期契約労働者に係る取組			
番号	取組	取組内容	平成29年度の実績
1	無期労働契約への転換ルールの周知	無期労働契約への転換ルールについて、リーフレットや無期転換取組事例集の配布、中小企業向けセミナーの実施等を通じて、その内容の周知を図る。	○平成29年度は、平成30年4月より無期転換ルールが本格的に稼働することから、以下のとおり積極的な周知活動を実施した。 ①労働行政説明会（県内2か所 合計302名）、派遣先セミナー（県内3か所 合計390名）、労働契約法セミナー（3回実施 合計168名）等合計42回の説明会を実施し、述べ約1700名に対してにおいて周知を図った。 ②経済団体、事業主団体、労働組合及び地方公共団体等69団体に対して、周知の要請を実施した。 ③滋賀労基・滋賀労働への記事掲載、京都新聞、中日新聞への広告掲載及び求人誌（vivical 滋賀）への広告掲載を行った。
2	「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」の周知等	・労働基準法に基づく「期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項」の明示及び「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」に基づく雇止めの予告等について、周知徹底を図るとともに、監督指導、窓口相談等において使用者に対する指導を徹底する。	○労働相談等あらゆる機会を活用して、「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」の周知を行った。また、平成29年において1,353事業場に対して実施した定期監督等では、有期契約労働者を使用している場合には、確実に同基準が遵守されているか否かを確認し、同基準に基づく対応がなされていない場合には、専用指導文書の交付による指導を実施する。
3	キャリアアップ助成金等を活用した正社員転換等	キャリアアップ助成金等を活用した有期契約労働者の正社員転換・人材育成を促進する。	○労働行政説明会、年金事務所での報酬月額算定基礎届等事務説明会、労働保険事務組合連合会の事業主説明会等の機会を利用し、キャリアアップ助成金について事業主へ説明、リーフレット等を配付した。平成29年度のキャリアアップ助成金（有期契約社員から正社員への転換）の支給決定件230件、470人、キャリアアップ助成金（人材育成コース）の支給決定件数80件、143人であった。

③ 対象者別の待遇改善 エ 短時間労働者に係る取組			
番号	取組	取組内容	平成29年度の実績
1	パートタイム労働法の履行確保	パートタイム労働法に基づき、パートタイム労働者の働き・貢献に応じた正社員とのより一層の均等・均衡待遇を図るとともに、差別的取り扱いの禁止や均衡待遇、相談に対応するための体制整備及び雇入れ時の説明等にかかる指導に重点を置いた報告徴収等の計画的な実施等により、同法の着実な履行確保を図る。	○平成29年度は、パートタイム労働法に基づく報告徴収時に、関係法令の周知徹底を図るとともに、事業主の講ずべき措置が講じられていない等法違反が認められた事業場に対して助言・指導を実施した。平成29年度は、197件の報告徴収を行い、パート法違反等に係る助言指導を564件実施した。
2	職務分析・職務評価の導入支援・普及促進	正社員とパートタイム労働者の均衡の取れた賃金決定を促進するため、職務評価の実施ガイドラインの周知やキャリアアップ助成金の活用などにより、職務分析・職務評価の導入支援・普及促進に努める。	○平成29年度は、パートタイム労働法に基づく報告徴収時に、関係法令の周知徹底を図るとともに、職務評価の実施ガイドラインやキャリアアップ助成金に係る資料を配付して、職務分析・職務評価の導入等について勧奨した。
3	短時間労働者の均等・均衡待遇の確保等	雇用均等指導員を活用し、均等・均衡待遇に取り組むための具体的な方法や、企業の実態に応じた正社員転換制度等に関するアドバイスをを行うとともに、短時間正社員制度等の情報提供により、均等・均衡待遇の確保を促進する。	○平成29年度は、パートタイム労働法に基づく報告徴収時に、関係法令の周知徹底を図るとともに、短時間正社員制度等に係る資料を配付して情報提供を行った。また、同法第13条に基づく正社員転換推進措置が講じられていない事業場に対しては助言指導を実施した。平成29年度は、197件（うち指導員実施179件）の報告徴収を行い、うち96件の事業場に対し、同法第13条に基づく正社員転換推進措置を講じるよう助言指導を実施した。